

令和7年第12回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月5日(金) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	5番 大場將夫	6番 山口正則
7番 白津知範	8番 石川利恵	9番 曲淵俊之
10番 古賀由紹	11番 宮崎太享	13番 裕謙丸一彦
14番 河上和則	15番 宮崎隆広	16番 能隅良子
17番 吉田 哲	18番 堤 正廣	19番 阿部 太
4. 欠席委員
12番 山添 明
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第51号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第52号
設備整備計画の認定に係る意見について
 - ・議案第53号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第54号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	大鶴 槟士
振興係長	榎田 敏史
振興係職員	並木 菜月
浜玉市民センター職員	打越 翔陽
巖木市民センター係長	富田 浩之
相知市民センター主査	徳島 千恵

北波多市民センター職員	吉田 幸司
肥前市民センター職員	水田 逸誠
鎮西市民センター職員	松本 愛香
七山市民センター副主査	亀崎 新一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号 12 番山添明委員から会長宛に欠席届が提出されておりますので報告いたします。ただいまの出席委員は 18 名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和 7 年第 12 回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号 10 番古賀由紹委員、議席番号 11 番宮崎太享委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件、議案第 52 号設備整備計画の認定に係る意見について 1 件、議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 25 件、議案第 54 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について 1 件、計 28 件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。
	なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。
	また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一

覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第 51 号から第 54 号までの 4 議案 28 件でございます。

なお、本日は傍聴ございませんね。はい。それではこれより審議を行います。議案集 1 ページ、議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の 1 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1,088 平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、資材置場および駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は

新設の沈砂池を介して東側道路の既存道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者から異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が提出されています。なお、転用履行に対し、被害防除の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願ひします。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。11月29日に中部調査会で現地確認を行いまして、現場は佐志から後川内のほうに上る旧大型農道沿いの交差点です。荒廃農地であり、何も問題ないということになりましたので、皆さんの慎重審議をよろしくお願いいいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。
古賀由紹委員 すみません。資料図の2ページですけれども、今回の当該地と道路との間に、田の○○○○○○とあるんですが、その下に佐賀県と書いてございます。県というのがよくわかりませんけれども、もしかして農道だと思いますけれども、農道の法面か何かで県が所有されているものかなと想像したんですけども、もし事務局でわかれれば教えてください。以上でございます。

議長	はい。事務局のほうから説明をお願いします。
農地係長	はい。お答えします。この佐賀県になっている田ですけど、これはもともと道路みたいで、その横にまた道ができていて、この道が改良後の道で、この田で佐賀県として残っている分は元の道になります。たぶんカーブの所が急だったので、改良工事で広くなっていますけど、現地は田といいながらアスファルト舗装されているので、それとあと法面が少しありますので、これは県のほうでは正をしてほしいんですけど、そういうような状況でございます。以上です。
議長	よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、議案第52号設備整備計画の認定に係る意見について議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。説明に入れます前に、すみません。面積の相違と土地代金の誤りがありまして、差し替えさせていただけたらと思いまして、机の上に置かせていただいております。どこが違うかというと、2筆ほど面積が違っていたのと、土地代金

のほうが地上権設定もあるので、その地上権設定に対する借地料の分が誤って入っていましたのですから、差し替えの分が正解ですので、すみません。よろしくお願ひいたします。

説明のほうに入ります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畠11筆、面積は、合計で5,522平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は風力発電設備、変電設備、輸送路です。所有権移転、地上権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、施設整備計画の資料図1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は総額13億5,000万円で、自己資金および借入金で賄う計画で、金融機関の口座預金残高表および金融会社が発行した融資表明書により確認をいたしております。転用については事業承認後、速やかに着手する計画です。隣接農地等への影響ですが、最大1.3メートルの盛土および最大9.35メートルの切土を行い、整地し、法面保護を行い、東側の道路より出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然地下浸透および新設する土水路を介してアスカーブを通り、新設する集水枠から南側の道路側溝へ接続放流させる計画になっております。

上場土地改良区から差し支えない旨の意見書が添付されています。地元区長、生産組合長、隣接農地所有者を含む入野地区および近隣集落、駄竹地区の同意を得ての事業実施となっております。風車の設置場所は入野地区ですが、土地の所有者が近隣集落の方が多いためになっております。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番および2番に該当します。1番は4筆で2,243平方メートル、2番は7筆で3,279平方メートルです。許可の基準は30番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

補足でございますが、風車の建設後は、売電収入から年額50万円を基金に積み立て、約20年間継続、地元から農業に資する事業の計画が提示されて、農政課の庶務係のほうになりますけど、農政課のほうに承認を得た場合には基金から支出される流れとなっております。基金の口座は事業者が開設し、管理は地元と事業者で共同管理されるよう聞いております。以上で説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 はい。2番の中山です。現場は2ページを見ていただくとわかるように、ほとんど周りが田んぼです。それで今申請地が地目的には畑になっておりますけど、恐らく何も作ってない、荒れ地のような現状であったと思われます。民家等も、この場所から推測するにはだいたい1キロ程度周囲にはない

ということで、何ら影響ないだろうということで考えております。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

皆さんのはうから意見がないようですので、質疑を終了します。この設備整備計画の作成に係る農業委員会の意見は、異議なしとして県知事のはうへ報告をすることに賛成の方は、举手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。举手全員、よって異議なしと県知事のはうへ報告をさせていただきます。

次に議案集3ページ、議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番および2番を議題とします。この案件につきましては議席番号8番石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。説明します。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が合計25件で、そのうちの2件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

す。以上で説明を終わります。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、举手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。举手全員、よって本案は可決しました。ここで石川委員の入室を許可します。

【石川委員入室】

石川委員にお知らせします。整理番号1番および2番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせいたします。次に整理番号3番を議題とします。この案件につきましては、議席番号14番河上和則委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって河上委員の退席を求めます。

【河上委員退席】

農地係長 はい。説明させていただきます。これも先ほどと一緒に、今回の案件は所有権の移転に関する案件が合計25件で、そのうちの1件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書2ページの左側をご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、举手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。举手全員、よって本案は可決しました。ここで河上委員の入室を許可します。

【河上委員入室】

河上委員にお知らせします。整理番号3番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせいたします。

次に議案集3ページ、整理番号4番から議案集9ページ、整理番号25番までを議題とします。この22件につきましては一括審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページから9ページをご覧ください。これも今回の案件の25件中の22件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書2ページ右側から13ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

補足の説明ですけど、今回の案件は耕作の利便性で交換される案件が多く、1件だけ空き家に付随した農地を取得される方がいます。あとほかは法人が1件受けるぐらいで、ほぼほぼ都合がよくなるようななかたちの3条申請が出てきておりましたので、今回は件数が多くなりました。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、举手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。举手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集10ページ、議案第54号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について、筆番号1番から議案集17ページ、筆番号93番までを議題とします。それは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の10ページから17ページをご覧ください。筆番号1番から93番まですべて賃借権の設定に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。お手元の調査書1ページか

ら 21 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第 18 条第 5 項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。細かいことで申し訳ないんですけれども、11 ページの 23 番と 15 ページの 69 番、この 2 つがほかよりもいわゆる小作料の分が高いような気がして、私としてはハウス付きの農地なのかなと想像しているんですけれども、もしそこらへんが事務局でわかれば教えてください。以上です。

議長 事務局お願いします。

農地係長 はい。お答えします。すみません。額が大きいということで、おっしゃるとおりで、航空写真を見させていただいたら、ハウスがすべて建っていることでこのように高くなっていると思います。よろしくお願いします。

議長 よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 17 ページ、筆番号 94 番および 95 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 17 番吉田哲委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって吉田委員の退席を求めます。

【吉田委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書 17 ページをご覧ください。筆番号 94 番から 95 番、賃借権の設定に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。調査書の 22 ページをご覧ください。調査書のとおり、農地中間管理事業法第 18 条第 5 項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。この土地もハウスが付いていたと思います。確認をさせてもらっております。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。ここで吉田委員の入室を許可します。

【吉田委員入室】

吉田委員にお知らせします。筆番号94番および95番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせいたします。

以上をもちまして議案第51号1件、議案第52号1件、議案第53号25件、議案第54号1件、計4議案28件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間の慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。